



現行の介護保険制度の維持・充実を求める意見書の提出 を求める請願書

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくける介護保険制度は、飯能市がすすめる高齢者福祉及び介護保険計画の基盤をなすものです。

介護保険は、平成9年に法制化され、「介護を必要とする高齢者の治療や介護等にかかる負担(費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等)を社会全体で支援する為の保険制度」で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の社会保障制度になっています。

このような中、国は「骨太の方針」で、次期介護保険制度改革において、介護認定の軽度者に対する給付を大幅に見直す方針を打ち出し、要支援1から要介護2までの福祉用具、住宅改修や生活援助サービスを「原則自己負担」にすることを検討する事が盛り込まれました。

現在検討されている内容は、①要支援1から要介護2の軽度者の生活援助、福祉用具、住宅改修は原則自己負担とする。②要支援1から要介護2の軽度者向けサービスは地域支援事業へ移行する。③利用者2割負担の対象者の拡大の3点からなっています。

福祉用具サービスは、要支援1から要介護2の方にとって自立支援のために必要なサービスであり、現在、在宅で介護する半数以上の人たちが利用しており、住み慣れた家で暮らし続けるために不可欠となっています。

また、認知症の方が増える傾向がある中で、要支援1から要介護2の方の訪問介護、機能訓練やレスパイト(介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援)の役割を果たす通所介護は不可欠と考えます。

今、介護保険制度の利用者の約6割が、今回対象となる軽度者(要支援1から要介護2の方)となっています。介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会を作ることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、在宅での介護を困難にし、結果的にコストの高いサービスを利用するにつながり、全体の社会保障費を引き上げるおそれがあります。

見直しの議論は、今年平成28年厚生労働省の社会保障審議会の場で行われます。今回、このような情勢を踏まえ、現行の介護保険制度の仕組みを維持させることを強く要望するものです。

貴議会におきましても、地方自治法第124条の規定により、現行の介護保険制度の維持・充実を求める旨の意見書を提出することを請願いたします。

平成28年8月22日

1 団体名 飯能市社会保障をよくする会

住所 飯能市原町142-5

代表者 野尻一夫



2 団体名 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）

連合会 センター事業団 北関東事業本部

住所 埼玉県さいたま市南区南本町2-5-15

M・Mオフィス201

代表者 本部長 斎藤弘明



紹介議員

新井 力
蓮沢 修

飯能市議会議長

砂長恒夫様